

## 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律に基づく

## 計画期間満了時の評価（案）

計画期間（平成19年度～令和2年度）

## 1 広域行政の推進に関して政府が講じた措置

計画期間内（平成19年度～令和2年度）において、広域行政の推進に関して政府が講じた措置は、以下のとおりであり、①法令の特例措置が6項目、②交付金の交付に関する措置が4項目、③①及び②以外の措置として、（ア）連携・共同事業が21項目、（イ）法令の特例措置以外の法令に関する措置が9項目、（ウ）その他の提案の趣旨を実現するための措置が14項目、となっている。

## ① 法令の特例措置（基本方針・別表1）（6項目）

- ・国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務
- ・商工会議所に対する監督に関する事務
- ・調理師養成施設の指定に関する事務
- ・鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可に関する事務
- ・札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
- ・水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

## ② 交付金の交付に関する措置（4項目）

- ・民有林の直轄治山事業の一部
- ・直轄通常砂防事業の一部
- ・開発道路に係る直轄事業
- ・二級河川に係る直轄事業

## ③ ①及び②以外の措置について

## （ア）連携・共同事業（21項目）

- ・共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化
- ・C I Q業務への地方公共団体職員派遣
- ・共同データベース構築による法人設立届の一本化
- ・税務に関する相談や広報事業の共同実施
- ・国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実
- ・国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成
- ・国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携
- ・国有林と民有林が一体となった森林づくり
- ・農作物被害調査の共同実施
- ・国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施

- ・食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施
- ・道内における食育推進活動の共同実施
- ・第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施
- ・国と道による国営農地再編整備事業の共同実施
- ・バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出
- ・異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施
- ・国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
- ・防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
- ・道路管理者が連携した案内標識の整備
- ・地域の観光資源を活用したプロモーション事業【旧：ビジット・ジャパン事業に関する連携】
- ・国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携

(イ) 法令の特例措置以外の法令に関する措置（基本方針・別表2）（9項目）

- ・都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域に関する告示の廃止
- ・食品表示に係る都道府県知事が行うことができる措置命令に関する政令の改正
- ・労働者派遣制度に係る医師派遣先の拡大に関する政令及び省令の改正
- ・廃棄物処理施設の技術上の基準に係る省令の改正等
- ・都道府県道の管理の特例に関する法令の改正
- ・維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正
- ・条例制定権の拡大に向けた法令の改正
- ・普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に関する政令の改正
- ・自家用有償旅客運送を行うことができる者等に関する法令の改正

(ウ) その他提案の趣旨を実現するための措置（基本方針・別表3）（14項目）

- ・地域森林計画及び市町村森林整備計画等に関する通知の発出
- ・都道府県森林審議会の所掌事務に関する通知の発出
- ・出入国在留管理行政に関する意見交換会の実施
- ・地縁による団体が地域的な共同活動のために保有する「不動産又は不動産に関する権利等」の範囲に関する通知の発出
- ・条例による事務処理の特例に関する通知の発出
- ・福祉有償運送に係る運送の区域に関する通達の改正等
- ・「コミュニティハウス」事業の推進に関する通知の発出
- ・道州制特別区域基本方針の変更に係る資料の提供等に関する通知の発出
- ・郵便局の活用が可能な地方公共団体事務に関する通知の発出
- ・へき地等における医師の配置基準の緩和に関する通知の発出
- ・自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録等に関する通知の発出
- ・無償運送として実施可能な範囲等に関する通知の発出
- ・特定非営利活動促進法における国税庁との連携に関する通知の発出等
- ・構造方法等の認定に関する通知の発出

## 2 広域行政の推進に関して政府が講じた措置による効果・影響等に関する評価

1に示した計画期間内（平成19年度～令和2年度）に政府が講じた措置に関して、その効果・影響等を、基本方針に定める広域行政の推進の目標（①地方分権を推進し、特定広域団体の自主性及び自立性を高めること、②国と特定広域団体を通じた行政の効率化を図ること、③北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与すること）に照らして、その成果及び課題の両面から整理をすると次のとおりである。

### ○成果

- ・地域により近い行政主体への権限移譲を実現することで、地域の実態に合わせたより適切な事務執行が可能になるなど、地方分権の推進に寄与している。
- ・処理期間の短縮や窓口の一元化等により、利用者・地域住民の利便性が向上している。
- ・従来から北海道が実施していた事務・事業との一体的な実施により国・地方を通じた行政の効率化に貢献している。

#### （具体例）

- ・水道施設への立入検査等では、従来国（厚生労働省本省）による実施に比べて検査頻度の増加や、自然災害や水道事故などの発生時において、迅速な情報収集や水道事業者等に対する指導助言など、緊急時の対応が向上した。水道事業者の広域化や経営改善等の今後の課題解決に対する助言がしやすくなる等、地域の実態に合わせたより適切な事務執行が可能になった。（水道法に基づく監督権限：水道事業等の認可及びその監督権限（勧告・命令・立入検査等）等の移譲）
- ・鳥獣捕獲の許可と危険猟法の許可の申請窓口が一元化されたことで申請者の利便性が向上したほか、北海道（各総合振興局等又は本庁）が許可を行うことで、これまでと比べて大幅な処理期間の短縮が可能となり、状況に応じた迅速な処理が可能になる等、より適切な事務執行が可能になった。（危険猟法の許可：危険猟法（麻酔薬の使用）の許可及びその関連事務の移譲）
- ・改良工事は国が実施し、維持管理は北海道が実施する制度に基づいて事業が進められていたが、移譲により北海道が改良工事と維持管理の双方を一括して行えるようになったという観点からは、効率化が図られた面もある。（開発道路及び二級河川に係る直轄事業の移譲）
- ・直轄砂防事業の一部を北海道に移譲したことにより、土砂災害警戒区域等の指定と土砂災害ハード対策に関する地元対応を北海道が一括して行えるようになったという観点からは、効率化が図られた面もある。（直轄通常砂防事業の一部の移譲）
- ・移譲工事に係る職員の移籍（期限付きの出向）は、スムーズに行われている。（開発道路に係る直轄事業の移譲）

### ○課題

- ・国から移譲される事務・事業の円滑な実施に向け、引き続き必要な財源が確保されることが必要である。

(具体例)

- ・北海道からは、「水道法に基づく事務執行に係る経費は、平成 28 年度から特別交付税として措置されたところであるが、今後とも事務執行に必要な予算が十分に措置されるよう配慮願いたい。」という指摘がある。(水道法に基づく監督権限)
- ・北海道からは、「人件費以外の事務的経費が移譲事業に係る交付金の積算に含まれなかったことから、直轄事業で実施する場合よりも北海道の財政負担が増えている。」という指摘がある。(開発道路に係る直轄事業の移譲)

### 3 政府が講じた措置を継続する必要性等

2における評価等を踏まえて、個別の特例措置や交付金等について検討すると、移譲前の状況と比べて、より適切で効率的な事務執行、利用者や地域住民の利便性の向上など前向きな成果が出ているといえる。課題もあるが、事務・事業の移譲を取り止めて、国に戻すべきと考えられるような問題は生じておらず、すべて、今後とも継続して実施することが適切と考えられる。

また、広域行政の推進に関する制度について検討すると、総じて特定広域団体である北海道の自主性及び自立性が高まり、国と特定広域団体を通じた行政の効率化が図られるなど、自律的な発展に寄与していると考えられる。

特定広域団体である北海道は、これまで、道民提案や提案検討委員会の仕組みを活用しつつ、広く地域の実態に応じた提案を国に対して行い、全国展開につながったものも含めて、所要の実現が図られてきたことから、引き続き、本制度を活用して、北海道の自立的発展につなげていくことを希望している。

これらの点を総合的に踏まえると、基本方針で定める計画期間については、これを延長することと（令和7年度までとすることを想定。）すべきと考えられる。

なお、国から特定広域団体への移譲事務・事業に関し、必要となる財源措置・職員の取扱いについては、これまでの経緯や移譲による国と特定広域団体を通じた行政の効率化等を踏まえつつ、今後新たに事務等を移譲する場合には確実な財源措置を講じ、また、職員の取扱いを基本方針を踏まえて適切に調整するとともに、マニュアルの整備や技術的助言などの必要な支援を実施する必要がある。

個別の法令の特例措置（1の①の項目）、交付金に関する措置（1の②の項目）及び連携・共同事業（1の③アの項目）について、特定広域団体及び関係省庁による措置を継続する必要性その他の評価の詳細は、別添「事務・事業の実施状況について」のとおりである。